議案第14号

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災 害補償に関する条例の一部改正について

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年2月26日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災 害補償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成17年亀山市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び幼保連携型認定こども 園」に改める。

第2条中「という。)」の次に「(幼保連携型認定こども園にあっては、市長。第4条において同じ。)」を加える。

第5条中「教育委員会規則」の次に「(幼保連携型認定こども園にあっては、規則)」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。